

千葉県教育委員会教育長 様  
(千葉県立☆☆☆高等学校長)

のための給付金(早期給付) 給付申請書  
申請の際は、下記の事 ください。

4月1日以降の提出日。  
令和で記入してください。

千葉県立高等学校の場合は  
学校名を記載してください。



全ての内容を確認し✓を入れてください。  
☑がない場合は受付できません。

- この申請書の記載情報は、学校に伝達する必要があります。また、この申請書に虚偽の記載があった場合には、千葉県教育委員会教育長又は校長の求めに従い、その全額を即時返還します。
- この申請の対象となる高校生等について、千葉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っていません。
- この申請書の提出は、生活保護法(昭和25年法律第14号)第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。
- 奨学のための給付金の事務手続きを処理するのを目的として、千葉県教育委員会教育長がマイナンバーにより地方税関係情報を取得することに異存ありません。
- 奨学のための給付金支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを了承します。

千葉県公立高等学校等奨学のための給付金(千葉県立高等学校等)の給付対象者は該当するので、同要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

以下の空欄に、保護者等が記入してください。

現在の住所を記載してください。  
書類の送付先となります。

※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

申請者 (保護者等) 住所	〒260-86 千葉県千葉市中央区市場町1-1	ふりがな ちば いちろう	申請者 (保護者等) 氏名 千葉 一郎
TEL	043(223)4027		
該当区分 (該当する方にレ印)	<input type="checkbox"/> 生活保護 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税世帯 <small>(認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第14号)第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。)</small>	→	【1】と裏面の【2】を記載してください。

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	ちば たろう	生年月日	平成21年 5月 1日
氏名	千葉 太郎	在学入学年月 /現在の学年	令和7年 4月 1年
在学 学校	学校の名称 千葉県立☆☆☆高等学校	区分	※ 国立 ・ 都道府県立 ・ 市立 ( 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 )
過去の高等学校等 における在学期間	学校名・課程	在学期間	在学中の給付金受給回数
	立校 ※(全日制・定時制・通信制)	年 月～ 年 月	なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □

【学校使用欄】 (申請者は記入しないでください)

学校収受印

(又は学校受付日: 令和 年 月 日)

- 高校生等が「高等学校等就学支援金」「学び直し支援金」「専攻科支援金」いずれかの受給要件を満たしているか
- 認定基準日時点で、高校生等が在籍し、修学しているか
- 高校生等が児童福祉法における児童入所施設措置費等の見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)の給付対象となっていないか
- 早期給付申請の有無を確認したか

生徒コード ( )

【2】保護者等の収入の状況について（1）から（3）までのうち、該当する□にレ点を付けてください。

(1)生活保護（生業扶助）受給世帯

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

<input type="checkbox"/>	(対象高校生活保護)の場合のみ選択可)しているため省略する。
<input type="checkbox"/>	その年の4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しており、生活保護の受給状況がわかる書類（生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる書類）を提出する。

**生活保護（生業扶助）受給世帯の方**

(2)非課税世帯

次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

なお、私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。

個人番号カードの写し等又は課税証明書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<b>非課税世帯の方</b> 該当する□、ひとつだけに✓を入れてください。
ア	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・未婚、離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードを提出できない場合
ウ	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 ( ) 名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
エ	<input type="checkbox"/>	対象となる高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者） ( ) 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等 ※高校生等と主たる生計維持者は健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。
オ	<input type="checkbox"/>	対象となる高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(1)及び(2)において、個人番号カードの写し等・証明書等を添付する者の氏名、生年月日、高校生等との続柄を記入してください。

(ふりがな)	ちば いちろう		
氏名	千葉 一郎		
高校生等との続柄	(父)・母・その他 ( )	生年月日	昭和44年8月16日

(ふりがな)	ちば はなこ		
氏名	千葉 花子		
高校生等との続柄	父・母(母)・その他 ( )	生年月日	昭和47年9月25日

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及
--------------------------	---

**該当する方のみ✓を入れてください。**

【留意事項】

- 都道府県が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。「個人番号」とは行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給資格はありません。
- 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 生活保護受給世帯への給付金について福祉事務所において就学のために必要な額については、生活保護における収入認定から除外することとなっています。そのため、本給付金は生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しないよう、担当ケースワーカー等と相談の上、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行積立金等）として計画的に活用してください。